

『au HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2022年12月23日改版（改定前）		2023年7月31日改版（改定後）													
<p>第1条（目的）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、au HOME サービス利用規約（「あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約」（以下「あんしんウォッチャー特約」といいます。）、「トラブルサポート等プランに係る特約」（以下「トラブルサポート特約」といいます。）、「別表1、別表1-2、別表1-3、別表2及び附則を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより au HOME サービス及びこれに付随するサービス（第3条に定めるオプションサービスを除きます。以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。</p>		<p>第1条（目的）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、au HOME サービス利用規約（「あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約」（以下「あんしんウォッチャー特約」といいます。）、「<u>かんたん見守りプラグサービスの利用に係る特約</u>」（以下「<u>かんたん見守りプラグ特約</u>」）、「トラブルサポート等プランに係る特約」（以下「トラブルサポート特約」といいます。）、「別表1、別表1-2、別表1-3、<u>別表1-4</u>、別表2及び附則を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより au HOME サービス及びこれに付随するサービス（第3条に定めるオプションサービスを除きます。以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。</p>													
<p>第3条（用語の定義）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>au 通信サービス</td> <td>au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）</td> </tr> <tr> <td>一括払い</td> <td>第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分及びあんしんウォッチャー代金を一括して支払う方法</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	au 通信サービス	au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）	一括払い	第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分及びあんしんウォッチャー代金を一括して支払う方法	<p>第3条(用語定義)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>au 通信サービス</td> <td>au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）</td> </tr> <tr> <td>一括払い</td> <td><u>第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分、あんしんウォッチャーデバイス代金、あんしんウォッチャーLEデバイス代金又はかんたん見守りプラグデバイス代金を一括して</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	au 通信サービス	au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）	一括払い	<u>第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分、あんしんウォッチャーデバイス代金、あんしんウォッチャーLEデバイス代金又はかんたん見守りプラグデバイス代金を一括して</u>
区分	単位														
au 通信サービス	au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）														
一括払い	第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分及びあんしんウォッチャー代金を一括して支払う方法														
区分	単位														
au 通信サービス	au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）														
一括払い	<u>第10条第1項に定める au HOME 機器利用料の24ヶ月分、あんしんウォッチャーデバイス代金、あんしんウォッチャーLEデバイス代金又はかんたん見守りプラグデバイス代金を一括して</u>														

あんしんウォッチャー	所持者の位置情報の発信等が可能な au HOME デバイス (なお、各プランに対応するあんしんウォッチャーの種類を明確化するために便宜上、あんしんウォッチャーセットプランに対応するあんしんウォッチャーを「あんしんウォッチャー S」、あんしんウォッチャープランに対応するあんしんウォッチャーを「あんしんウォッチャー K」、あんしんウォッチャー (LE) プランに対応するあんしんウォッチャーをあんしんウォッチャー (LE) とそれぞれ称します。)
------------	---

	<u>支払う方法</u>
あんしんウォッチャーデバイス	所持者の位置情報の発信等が可能な au HOME デバイス <u>(なお、対象のデバイスは、あんしんウォッチャー及びあんしんウォッチャー (LE) となります。)</u>
かんたん見守りプラグデバイス	設置箇所付近における生活行動や熱中症リスクの検知が可能な au HOME デバイス
(新設) おすすめセットデバイス	おすすめセットプランにおいては別表 1 に定める au HOME デバイス、あんしんウォッチャーセットプランにおいては別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー、あんしんウォッチャー (LE) セットプランにおいては別表 1-3 に定めるあんしんウォッチャー (LE)、かんたん見守りプラグセットプランにおいては別表 1-4 に定めるかんたん見守りプラグ

第 4 条 (本サービスのプラン)

区分	単位
あんしんウォッチャーセットプラン	au HOME サービス、別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー S (別表 1 に定める au HOME デバイスと併せて「おすすめセットデバイス」といいます。) 及びあんしんウォッチャー特約に定めるあんしんウォッチャーサービス (以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。) の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
あんしんウォッチャープラン	au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスをセットで提供するもの (なお、あんしんウォッチャープランに対応するあんしんウォッチャーはあんしんウォッチャー K に限ります。)

第 4 条 (本サービスのプラン)

区分	単位
あんしんウォッチャーセットプラン	au HOME サービス、別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー及びあんしんウォッチャー特約に定めるあんしんウォッチャーサービス (以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。) の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
あんしんウォッチャープラン	au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスをセットで提供するもので、あんしんウォッチャーが利用できるもの
(新設) あんしんウォッチャー (LE) セットプラン	au HOME サービス、別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー (LE) 及びあんしんウォッチャー特約に定めるあんしんウォッチャーサービス (以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。) の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの

かんたん見守りプラグセットプラン	au HOME サービス、別表 1-3 に定めるかんたん見守りプラグ及びかんたん見守りプラグ特約に定めるかんたん見守りプラグサービス（以下「かんたん見守りプラグサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
かんたん見守りプラグプラン	au HOME サービスとかんたん見守りプラグサービスの利用を可能とするサービスをセットで提供するもので、かんたん見守りプラグデバイスが利用できるもの

第 5 条(利用申込)

1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社発行の au ID をもって、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。また、基本プラン又はおすすめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーの購入によるあんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン又はあんしんウォッチャーセットプランへの変更を行うことはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。

2 申込者は、1 の au ID につき、2 以上の利用申込はできないものとします。

3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。

(1) ~ (7) 略

(8) 申込者が、あんしんウォッチャープラン又はあんしんウォッチャー（LE）プランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るあんしんウォッチャー又はあんしんウォッチャー（LE）（以下「対象あんしんウォッチャー」といいます。）について、

第 5 条(利用申込)

1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社発行の au ID をもって、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。また、基本プラン又はおすすめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーデバイス又はかんたん見守りプラグデバイスの購入によるあんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン、かんたん見守りプラグセットプラン又はかんたん見守りプラグプランへの変更を行うことはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。

2 申込者は、1 の au ID につき、2 以上の利用申込はできないものとします。

3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。

(1) ~ (7) 略

(8) 申込者が、あんしんウォッチャープラン、又はあんしんウォッチャー（LE）プランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るあんしんウォッチャー又はあんしんウォッチャー（LE）（以下「対象あんしんウォッチャー」といいます。）について、

(i) 過去に申込者又は第三者が、対象あんしんウォッチャーを利用してあんしんウォッチャープラン又はあんしんウォッチャー (LE) プランに係る本サービス利用契約又は当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める with HOME サービス利用契約を締結したことがあるとき、(ii) 対象あんしんウォッチャーが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがあるとき、又は (iii) 対象あんしんウォッチャーが当社所定のあんしんウォッチャー販売店より販売されたものではないとき。

(9) ~ (10) 略

4 略

第 6 条 (本サービスの利用)

1~2 略

3 本サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用と責任により、本サービスのプラン内容に応じて、以下各号に定める機器等を用意するものとします。

(1) 当社所定の端末

(2) au HOME デバイス (基本プラン、あんしんウォッチャープラン及びあんしんウォッチ

(i) 過去に申込者又は第三者が、対象あんしんウォッチャーを利用してあんしんウォッチャープラン又はあんしんウォッチャー (LE) プランに係る本サービス利用契約又は当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める with HOME サービス利用契約を締結したことがあるとき、(ii) 対象あんしんウォッチャーが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがあるとき、又は (iii) 対象あんしんウォッチャーが当社所定のあんしんウォッチャー販売店より販売されたものではないとき。

(新設)

(9) 申込者が、かんたん見守りプラグプランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るかんたん見守りプラグ (以下「対象かんたん見守りプラグ」といいます。) について、(i) 過去に申込者又は第三者が、対象かんたん見守りプラグを利用してかんたん見守りプラグプランに係る本サービス利用契約又は当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める with HOME サービス利用契約を締結したことがあるとき、(ii) 対象かんたん見守りプラグが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがあるとき、又は (iii) 対象かんたん見守りプラグが当社所定のかんたん見守りプラグ販売店より販売されたものではないとき。

(10) ~ (11) 略

4 略

第 6 条 (本サービスの利用)

1~2 略

3 本サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用と責任により、本サービスのプラン内容に応じて、以下各号に定める機器等を用意するものとします。

(1) au HOME アプリを利用するための当社所定の端末

(2) au HOME デバイス (おすすりめセットデバイスを除きます。)

<p>ャー（LE）プランに係る本サービス利用契約を締結した者に限ります。）</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>4 契約者は、自らの選択に従い、当社所定の au HOME デバイス を追加で購入できるものとします。但し、一つの au ID につき、利用可能なあんしんウォッチャーの上限は 2 台までとします。</p> <p>5 略</p> <p>6 オプションサービスの利用にあたり、契約者は、自ら、当社又は当該オプションサービスを提供する第三者が定めるオプションサービスに係る利用規約等（あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約を含みます。）に従い、又は利用者をして同利用規約等に従わせるものとします。</p> <p>第 9 条（おすすめセットデバイス）</p> <p>1 おすすめセットプラン又はあんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所に契約者が選択したプランに応じておすすめセットデバイスを送付します。</p> <p>2 おすすめセットデバイスの所有権は、当社に留保されるものとし、au HOME 機器利用料の支払方法に応じて、次の時点を以って契約者に移転します。</p> <p>第 10 条（本料金）</p> <p>1 本料金は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) あんしんウォッチャー S 代金（あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。）</p>	<p>(3) ~ (5) 略</p> <p>4 <u>契約者は、自らの選択に従い、当社所定の au HOME デバイス を追加で購入できるものとします。なお、1 つの au ID につき、あんしんウォッチャーデバイス及びかんたん見守りプラグデバイスを合わせて最大 2 台まで利用登録できます</u></p> <p>5 略</p> <p>6 オプションサービスの利用にあたり、契約者は、自ら、当社又は当該オプションサービスを提供する第三者が定めるオプションサービスに係る利用規約等（あんしんウォッチャー特約<u>及びかんたん見守りプラグ特約を含みます。</u>）に従い、又は利用者をして同利用規約等に従わせるものとします。</p> <p>第 9 条（おすすめセットデバイス）</p> <p>1 おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、<u>あんしんウォッチャー（LE）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプラン</u>に係る本サービス利用契約が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所に契約者が選択したプランに応じておすすめセットデバイスを送付します。</p> <p>2 おすすめセットデバイスの所有権は、当社に留保されるものとし、契約者が選択したプランにおける au HOME 機器利用料、<u>あんしんウォッチャー代金、あんしんウォッチャー（LE）デバイス代金又はかんたん見守りプラグ代金</u>の支払方法に応じて、次の時点を以って契約者に移転します。</p> <p>第 10 条（本料金）</p> <p>1 本料金は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) あんしんウォッチャー代金（あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。）</p>
--	---

名称	単位	料金
あんしんウォッチャー S 料金	1 デバイスごと	10,000 円 (税込 11,000 円)

名称	単位	料金
あんしんウォッチャーデバイス料金	1 デバイスごと	10,000 円 (税込 11,000 円)

(新設)

(5) あんしんウォッチャー (LE) デバイス料金 (あんしんウォッチャー (LE) セットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。)

名称	単位	料金
あんしんウォッチャー (LE) デバイス料金	1 デバイスごと	5,164 円 (税込 5,680 円)

(6) かんたん見守りプラグ料金 (かんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。)

名称	単位	料金
かんたん見守りプラグデバイス料金	1 デバイスごと	8,000 円 (税込 8,800 円)

2 課金開始日は、以下のとおりとします。

(1) ~ (3) 略

(4) 前各号にかかわらず、あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン又はトラブルサポートプラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) 2021 年 11 月 30 日以前に FTTH サービス契約に附帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。

7 あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プランに係る本サービス利用契

2 課金開始日は、以下のとおりとします。

(1) ~ (3) 略

4) 前各号にかかわらず、あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプラン又はトラブルサポートプラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) 2021 年 11 月 30 日以前に FTTH サービス契約に附帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。

7 あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプラ

<p>約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。</p> <p>(2) 利用料金 あんしんウォッチャープランの契約者は、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー (LE) プランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>8 あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用料金 契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。</p> <p>(3) あんしんウォッチャー S 代金 あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャー S の提供の対価として、あんしんウォッチャー S 代金並び</p>	<p>ンに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。</p> <p>(2) 利用料金 あんしんウォッチャープランの契約者は、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー (LE) プラン及びかんたん見守りプラグプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>8 あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用料金 あんしんウォッチャーセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー (LE) セットプラン及びかんたん見守りプラグセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>(3) あんしんウォッチャーデバイス代金 あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャーの提供の対価として、あんしんウォッチャー代金並びにこれ</p>
---	---

にこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

9～10 略

11 第5項乃至第9項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用及び(ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料又はトラブルサポート基本利用料（但し、第7項乃至第9項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。）、並びに(iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）、あんしんウォッチャーセットプラン あんしんウォッチャーセットの場合は 10,000 円（税込 11,000 円）、並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契

に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

(新設)

(4) あんしんウォッチャー（L E）デバイス代金

あんしんウォッチャー（L E）セットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャー（L E）デバイスの提供の対価として、あんしんウォッチャー（L E）デバイス代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

(5) かんたん見守りプラグデバイス代金

かんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるかんたん見守りプラグデバイスの提供の対価として、かんたん見守りプラグ代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

9～10 略

11 第5項乃至第9項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用及び(ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料又はトラブルサポート基本利用料（但し、第7項乃至第9項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。）、並びに(iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）、あんしんウォッチャーセットプラン あんしんウォッチャーセットの場合は 10,000 円（税込 11,000 円）、あんしんウォッチャー（L E）セットプランの場合は 5,164 円（税込 5,680 円）、かんたん見守りプラグセットプランの場合は 8,000 円（税込 8,800 円）並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとし

約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

ます。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者		条件
FTTH サービス契約に 付帯する 本サービス 利用契約 の契約者	第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① 課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること

契約者		条件
FTTH サービス契約に 付帯する 本サービス 利用契約 の契約者	第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	③ 課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、 <u>あんしんウォッチャー（LE）セットプラン</u> 又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	③ au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、 <u>あんしんウォッチャー（LE）セットプラン</u> 又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 10 条第 4 項の規定に基	③ au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに

	第 10 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> ① au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること 		づき課金開始日が決定される場合	<p>第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、<u>あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプラン</u>を契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
au 通信サービス契約に付帯する本サービス利用契約の契約者	<ul style="list-style-type: none"> ① 課金開始日の 1 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること 	au 通信サービス契約に付帯する本サービス利用契約の契約者	<ul style="list-style-type: none"> ③ 課金開始日の 1 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、<u>あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプラン</u>を契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること 		
FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に付帯しない本サービス利用契約の契約者	<ul style="list-style-type: none"> ① 課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り。）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること 	FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に付帯しない本サービス利用契約の契約者	<ul style="list-style-type: none"> ③ 課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、<u>あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプラン</u>を契約している場合に限り。）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること 		
12～19 略 第 11 条～第 29 条 略		12～19 略 第 11 条～第 29 条 略			

あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約	あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約
<p>用語定義 本特約 本サービス</p> <p>第 6 条 (あんしんウォッチャーサービス利用契約)</p> <p>1 あんしんウォッチャーサービス利用申込者は、あんしんウォッチャーサービスの利用にあたり、あんしんウォッチャーデバイスの取扱説明書等に基づき、あんしんウォッチャーデバイスを適切に使用するとともに、au HOME アプリ上の案内に沿ってあんしんウォッチャーデバイスのセットアップ（以下「利用登録」といいます。）を行うものとし、利用登録をもってあんしんウォッチャーサービス利用契約の申込が行われたものとします。なお、1 つの au ID につき、最大 2 つのあんしんウォッチャーサービスの利用申込を行うことができます。</p> <p><u>2~4 略</u></p> <p>第 11 条(保証及び免責)</p> <p>1 当社は、あんしんウォッチャーサービスの精度及び提供情報の安全性、正確性、有用性、最新性、あんしんウォッチャーサービス契約者等の特定の目的（人命支援及び盗難事故防止等を含みますが、これらに限られません。）について、何ら保証を行わないものとします。</p> <p>2 略</p> <p>3 あんしんウォッチャーサービス契約者は、あんしんウォッチャーサービスを自らの責任において利用し又はあんしんウォッチャーサービス利用者に利用させるものとします。当社は、本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、本規約第 14 条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>用語定義 あんしんウォッチャー特約 あんしんウォッチャーサービス</p> <p>第 6 条 (あんしんウォッチャーサービス利用契約)</p> <p>1 あんしんウォッチャーサービス利用申込者は、あんしんウォッチャーサービスの利用にあたり、あんしんウォッチャーデバイスの取扱説明書等に基づき、あんしんウォッチャーデバイスを適切に使用するとともに、au HOME アプリ上の案内に沿ってあんしんウォッチャーデバイスのセットアップ（以下「利用登録」といいます。）を行うものとし、利用登録をもってあんしんウォッチャーサービス利用契約の申込が行われたものとします。<u>なお、1 つの au ID につき、あんしんウォッチャーデバイス及びかんたん見守りプラグデバイスを合わせて最大 2 台まで利用登録できます。</u></p> <p><u>2~4 略</u></p> <p>第 11 条(保証及び免責)</p> <p>1 当社は、あんしんウォッチャーサービスの精度及び提供情報の安全性、正確性、有用性、完全性、<u>最新性（リアルタイムの情報ではないことを含みます。）</u>、あんしんウォッチャーサービス契約者等の特定の目的（人命支援及び盗難事故防止等を含みますが、これらに限られません。）について、何ら保証を行わないものとします。</p> <p>2 略</p> <p>3 あんしんウォッチャーサービス契約者は、あんしんウォッチャーサービスを自らの責任において利用し又はあんしんウォッチャーサービス利用者に利用させるものとします。当社は、あんしんウォッチャーサービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、<u>次条</u>に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</p>

(新設)

かんたん見守りプラグサービスの利用に係る特約

第 1 条 (適用)

このかんたん見守りプラグサービスの利用に係る特約（以下「かんたん見守りプラグ特約」といいます。）は、KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するかんたん見守りプラグサービス（以下「かんたん見守りプラグサービス」といいます。）の利用に関する諸条件（ご利用条件等を含みますが、これらに限られません。）を定めるものであり、本規約等の一部を構成するものとします。

第 2 条 (目的)

当社は、本規約等に基づき提供する本サービスに附随するサービスとして、かんたん見守りプラグ特約に従い、かんたん見守りプラグサービスを提供します。

第 3 条 (かんたん見守りプラグ特約)

1 かんたん見守りプラグ特約は、かんたん見守りプラグサービスの利用申込及び契約者等によるかんたん見守りプラグサービスの利用のすべてに適用されるものとします。

2 かんたん見守りプラグサービスの利用に際しては、かんたん見守りプラグ特約を含む本規約等が適用されるものとし、かんたん見守りプラグ特約に定めのない事項については本規約等の定めに従うものとします。なお、本規約の適用においては、本規約における「本サービス」を「かんたん見守りプラグサービス」に、「契約者」を「かんたん見守りプラグサービス契約者」に、「利用者」を「かんたん見守りプラグサービス利用者」に、「契約者等」を「かんたん見守りプラグサービス契約者等」に、それぞれ読み替えるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出によりかんたん見守りプラグサービスの提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、本規約第 2 条第 3 項に定める方法によりその内容を掲示するものとします。

第4条（用語の定義）

かんたん見守りプラグ特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、かんたん見守りプラグ特約で使用する用語の意味は、かんたん見守りプラグ特約に特段の定めがある場合を除き、本規約本文で使用する用語の意味に従うものとします。

<u>用語</u>	<u>用語の意味</u>
<u>SIM</u>	<u>当社がかんたん見守りプラグサービスを提供するために、かんたん見守りプラグデバイスに内蔵し、かんたん見守りプラグ契約者に貸与する、かんたん見守りプラグ契約者の識別番号その他の情報を記録するカード等</u>
<u>L P W A 通 信網</u>	<u>主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備</u>
<u>かんたん見守り プラグサービス 契約者</u>	<u>第6条の定めに従い、当社との間でかんたん見守りプラグサービス利用契約を締結した者</u>
<u>かんたん見守り プラグサービス 利用契約</u>	<u>かんたん見守りプラグサービス利用申込者と当社との間で締結されるかんたん見守りプラグサービスの利用にかかる契約</u>
<u>かんたん見守り プラグデバイス</u>	<u>設置箇所付近における生活行動や熱中症リスクの検知が可能なau HOME デバイス</u>
<u>かんたん見守り プラグサービス 利用者</u>	<u>本規約等に基づき、かんたん見守りプラグサービスを利用する者（かんたん見守りプラグサービス契約者を除きます。）</u>
<u>かんたん見守り プラグサービス</u>	<u>かんたん見守りプラグサービス契約者及びかんたん見守りプラグサービス利用者の総称</u>

<u>契約者等</u>	
<u>かんたん見守りプラグサービス利用申込者</u>	<u>第6条第1項の定めに従いかんたん見守りプラグサービス利用契約の締結を当社に申込み者をいいます。</u>
<u>電気通信サービス</u>	<u>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</u>
<u>電気通信回線設備</u>	<u>送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備</u>
<u>電気通信設備</u>	<u>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</u>
<u>特定事業者</u>	<u>沖縄セルラー電話株式会社</u>
<u>無線基地局設備</u>	<u>無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備</u>
<u>利用料金</u>	<u>かんたん見守りプラグサービスの利用の対価</u>

第5条（かんたん見守りプラグサービス）
かんたん見守りプラグサービスは、当社が無線基地局設備及びLPWA通信網とかんたん見守りプラグデバイスとの間に電気通信回線を設定し、当社提供の電気通信サービスを利用し、次の各号に定める機能を提供するサービスです。

（1）生活行動の検知及び通知機能
かんたん見守りプラグデバイスの設置箇所付近における人の動き、宅内の照度及びかんたん見守りプラグデバイスに挿している電化製品の消費電力を検知して、予め設定した通知条件に従って、通知する機能。

（2）熱中症リスクの検知及び通知機能
かんたん見守りプラグデバイスの設置箇所付近の温度及び湿度を検知し、あらかじめ設定した通知条件に従って、熱中症リスクを通知する機能。

第 6 条 (かんたん見守りプラグサービス利用契約)

1 かんたん見守りプラグサービス利用申込者は、かんたん見守りプラグサービスの利用にあたり、かんたん見守りプラグデバイスの取扱説明書等に基づき、かんたん見守りプラグデバイスを適切に使用するとともに、au HOME アプリ上の案内に沿ってかんたん見守りプラグのセットアップ（以下「利用登録」といいます。）を行うものとし、利用登録をもってかんたん見守りプラグサービス利用契約の申込が行われたものとします。なお、1つのau IDにつき、かんたん見守りプラグデバイス及びあんしんウォッチャーデバイスを合わせて最大 2 台まで利用登録できます。

2 かんたん見守りプラグサービス利用契約は、前項に基づく利用申込に対し、当社が承諾をした時点で成立するものとします。

3 かんたん見守りプラグサービス契約者は、契約中のかんたん見守りプラグサービス利用契約が有効に存続する限り、誤操作等により、利用登録済みのかんたん見守りプラグデバイスを削除した場合、当該かんたん見守りプラグデバイスの利用登録を再度実施することができます。

4 当社は、かんたん見守りプラグサービス利用申込者のかんたん見守りプラグデバイスが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ（以下「with HOME アプリ」といいます。）」において利用登録が行われたことがある場合（前項に定める利用登録を除きます。）、かんたん見守りプラグサービスの利用申込を承諾しないことがあります。但し、(i)過去に当該かんたん見守りプラグデバイスに係るかんたん見守りプラグサービス利用契約（以下「対象かんたん見守りプラグサービス利用契約」といいます。）に紐づく au ID と同一の au ID で、(ii) 対象かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約が行われた日の属する月の翌月末日までに、(iii) 再度かんたん見守りプラグサービス利用契約を締結の上、本条に基づくかんたん見守りプラグサービスの利用登録を行った場合には、この限りではありません。

第 7 条 (利用料金)

かんたん見守りプラグサービスは、無料でご利用いただけます。但し、本規約に定める「本料金」はかんたん見守りプラグサービス契約者にご負担いただく必要があります。

第 8 条 (SIM の貸与等)

1 当社は、かんたん見守りプラグサービス契約者に対し、SIM を貸与するものとします。この場合において、貸与する SIM の数は、1 台のかんたん見守りプラグデバイスにつき 1 とします。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをかんたん見守りプラグサービス契約者に通知します。

3 当社は、次の場合には、当社の貸与する SIM に登録されたかんたん見守りプラグサービス契約者の識別番号その他の情報を消去することがあります。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(1) 本規約第 15 条又は第 16 条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があったとき

(2) かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約又は解除があったとき

4 当社から SIM の貸与を受けているかんたん見守りプラグサービス契約者は、その SIM を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、SIM の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 9 条 (かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約、解除)

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、当社が別途指定する方法により、かんたん見守りプラグサービス利用契約を解約することができます。

2 かんたん見守りプラグサービス契約者に本規約第 16 条第 1 項に定める事由又は以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続きを要することなくかんたん見守りプラグサービス利用契約を解除することができます。

(1) かんたん見守りプラグサービスの利用申込に係る申告内容その他当社に提供されたかんたん見守りプラグサービス契約者等の情報に虚偽もしくは不備又はそれらのおそれが判明した場合

(2) 本規約第 15 条又は第 16 条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があった場合

第 10 条（契約者の維持責任）

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスを適切に利用するために、かんたん見守りプラグデバイスを電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合するよう維持いただきます。

2 前項の規定のほか、かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグデバイスを無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第 11 条（保証及び免責）

1 当社は、かんたん見守りプラグサービスの精度及び提供情報の安全性、正確性、有用性、完全性、最新性（リアルタイムの情報ではないことを含みます。）、かんたん見守りプラグサービス契約者等の特定の目的（人命支援及び事故防止等を含みますが、これらに限られません。）について、何ら保証を行わないものとします。

2 当社は、前項のほか、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生したことにより、かんたん見守りプラグサービス契約者等がかんたん見守りプラグサービスの全部又は一部を利用できない場合には、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(1) 当社所定のかんたん見守プラグサービスの提供区域外又は屋内、地下、トンネル、乗り物内、ビルの陰、山間部若しくは海上等電波の伝わりにくい場所ではかんたん見守プラグサービスを利用するとき

(2) 通信状況又は通信環境その他の要因により、かんたん見守りプラグサービスにおける通知等に係る伝送速度が変動したとき

(3) 通信状況又は通信環境その他の要因により、au HOME アプリに受送信されるかんたん見守りプラグデバイスに係る情報が破損又は滅失したとき

(4) かんたん見守りプラグデバイスの停電等に伴う電源喪失、破損、紛失、盗難により、かんたん見守りプラグサービスを利用できなくなったとき

(5) かんたん見守りプラグサービス契約者等が本規約第 18 条に定める禁止行為を行ったとき

(6) その他当社の責めに帰さない事由により、かんたん見守りプラグサービス契約者等によるかんたん見守りプラグサービスの利用が困難なとき

3 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスを自らの責任において利用し又はかんたん見守りプラグサービス利用者に利用させるものとします。当社は、かんたん見守りプラグサービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、次条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 かんたん見守りプラグサービス契約者又はかんたん見守りプラグサービス利用者が、かんたん見守りプラグサービスによって提供されるかんたん見守りプラグサービスの利用に関して他のかんたん見守りプラグサービス契約者や第三者（かんたん見守りプラグサービス利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、かんたん見守りプラグサービス契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 12 条（損害賠償）

かんたん見守りプラグサービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由によりかんたん見守りプラグサービス契約者等が損害を被った場合、当社は、本規約に定める「au HOME 基本利用料」の 1 か月分に相当する金額を上限として、当該損害を当該契約者等に補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第 13 条（利用に係る契約者の義務）

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスの利用に際して、自ら又はかんたん見守りプラグサービス利用者をして、本規約第 18 条に定める禁止行為のほか、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

（1）かんたん見守りプラグデバイスから SIM を抜き取り、当該 SIM に登録されている契約者の識別番号その他の情報を改変又は消去しないこと。

（2）第三者の事前同意を得ることなく、かんたん見守りプラグデバイスを設置させることにより、当該第三者の生活行動等に関する情報を取得すること。

第 14 条（ファームアップ）

1 当社は、かんたん見守りプラグ及びかんたん見守りプラグサービスの機能向上・改善等のため、当社所定の方法にてかんたん見守りプラグデバイスのファームウェアをバージョンアップします。

2 当社は、前項規定に基づき、かんたん見守りプラグデバイスのファームアップを行うにあたり、当社所定の Web サイトに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

3 当社は、前二項に基づきファームアップを実施するために、かんたん見守りプラグサービスの提供を一時的に中止することがあります。当該提供中止によりかんたん見守りプ

グサービス契約者等に損害が発生した場合、当社は当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

新設

別表 1 - 3 あんしんウォッチャー（L E）セットプランで提供する au HOME デバイス

<u>おすすめセット名称</u>	<u>デバイスの名称</u>	<u>台数</u>
<u>あんしんウォッチャー（L E）セット</u>	<u>あんしんウォッチャー（L E）</u>	<u>1台</u>

別表 1 - 4 かんたん見守りプラグセットプランで提供する au HOME デバイス

<u>おすすめセット名称</u>	<u>デバイスの名称</u>	<u>台数</u>
<u>かんたん見守りプラグセット</u>	<u>かんたん見守りプラグ</u>	<u>1台</u>

新設

附則

本改正規約は 2023 年 7 月 31 日より適用します。